資料１

これからの船員保険の事業方針について（案）

【外的環境の変化】

〇急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少によって、あらゆる産業において働き手不足への対策が急務である中、海運・水産業においても、近年、有効求人倍率が大きく上昇するなど、船員不足がより深刻化している。

〇経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太の方針2026）等においては、「攻めの予防医療」の推進が掲げられ、健康寿命のさらなる延伸を図り、国民一人ひとりが健康で活躍し続けられる社会を目指すこととされている。

〇こうした中、保険者として船員の健康づくりを推進し、人材確保を側面から後押ししていくことは非常に重要であり、引き続き、関係省庁、関係団体等と連携し船員の健康増進に向けた各種施策をさらに強力に進めていく必要がある。

【内的環境の変化】

〇６年計画である第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第四期特定健康診査等実施計画について、令和８年度に後期実施計画（令和９年度～令和11年度）を策定、見直しを行う。

〇令和８年度に拡充した健診事業の利用促進を図るなど、保健事業の一層の充実を図る。

【今後の事業方針】

船員の健康づくりを推進するにあたり、引き続き、取組の柱である「船員の健康づくり宣言」事業について、出前健康講座等様々な支援メニューを活用しながら、船舶所有者や健康づくりサポーターと連携し推進するとともに、健診・特定保健指導などの保健事業、無線医療助言事業・保養事業などの福祉事業を着実に実施し、多角的に船員の健康づくりに取り組む。

広報については、船員労働の特殊性や外国人船員にも配慮し、様々な広報媒体や手法を組み合わせ効果的な広報を実施する。特に船員一人ひとりが疾病の予防や健康づくりに更なる関心を持っていただけるよう工夫しながら広報を実施する。

また、正確かつ迅速な業務の実施等を通じ加入者サービスの向上やDXの推進等、保険者機能の盤石化を図る。2027（令和９）年度の船員保険事業計画・予算（案）は、これらを基本的な方針として検討していく。